

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえた レンジャーズプロジェクト活動再開に向けたガイドライン (2020.06.22)

認定 NPO 法人自然環境復元協会 レンジャーズプロジェクト

作成日：2020 年 06 月 22 日

更新日：

1. はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた取組を引き続き進める必要があることから、レンジャーズプロジェクトの活動においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染防止対策を講じつつ、活動の特性を踏まえて、レンジャーズプロジェクトの活動の主催者として参加者等の健康保護とともに活動再開を図る際の事務局、受け入れ団体、参加者等が実施すべき項目などをまとめたものです。

なお、このガイドラインは、今後の国等が示す感染防止対策や各種ガイドラインの内容変更、社会情勢などを踏まえ、随時更新します。

2. レンジャーズプロジェクト再開にあたっての感染拡大防止対策の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。

特に、3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、自主的な感染防止のための取組を進める必要があります。以下の事項に注意する必要があります。

- (1) 体調の悪い人の参加自粛
- (2) 密集・密接しないように一定以上の距離をとること
- (3) マスクの着用・手洗いの実施

レンジャーズプロジェクトの対象となるフィールドにおいては、「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染防止対策を講じつつ、活動の特性を踏まえ再開します。

3. それぞれの関係者が遵守すべき事項

(1) レンジャーズ事務局

レンジャーズ事務局(以下事務局)は、活動を実施するにあたって、以下の内容を遵守し、感染拡大防止措置を行う必要があります。

全般的な事項

- 感染拡大防止のため事務局や受け入れ団体、参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な方法でお知らせすること
- 感染拡大防止に必要な情報を収集・整理し、スタッフ・受け入れ団体・リーダー等と共有すること
- レンジャーズプロジェクト実施時に感染拡大防止に必要な物品のチェックリストを作成し、準備すること。また、これら物品を必要に応じて受け入れ団体、リーダーに配布すること。
- 各事項がきちんと遵守されているか、確認すること
- 感染防止対策が十分に確保できない場合や、社会情勢の動向を踏まえ、実施が望ましくないと判断した際は、活動中止の決定をすること
- 活動中に体調不良となった参加者等が出た場合に備え、他の参加者等への感染防止の対応の方法、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう準備すること
- 調査実施後に、関係者や参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合について、あらかじめ検討しておくこと

参加者募集時

事務局は、参加者等の募集に際し、感染拡大の防止のため、調査員や参加者が遵守すべき事項を明確にして、以下に示す項目について協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者等には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

- 活動フィールドにおいて、感染が発生した場合などにおいて、レンジャーズの登録情報（個人情報）が、必要に応じて保健所等公的機関に提供され得ることを事前に周知すること
- 参加者に対し、以下の項目に該当する場合は、不参加を要請すること
 - ① 平熱を超える発熱（概ね 37.5 度以上）がある場合
 - ② 臭覚や味覚に異常がある場合
 - ③ 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ④ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ⑥ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ⑦ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 熱中症対策にも十分に注意して実施をすること

活動当日（リーダー）

- 出欠確認の際、参加者に体調等（参加者募集時の項目）の確認をすること
この際、マスクを着用し、距離（できるだけ2 m以上）を確保すること
- 当日、体調不良の参加者には、参加を見合わせてもらうこと
- 消毒液を持参し、必要に応じて参加者に手指を消毒してもらうこと
- 参加者とスタッフ、参加者同士が接近・接触することがないように注意すること
- 開催中に体調不良が見られた際、症状により適宜判断し、速やかに帰宅をしてもらうこと
- 活動終了後、新型コロナウイルス感染症の発症、体調不良があった場合、事務局に連絡することを伝えること
- 解散時、帰宅後に手洗い・うがいをするようお願いすること

活動当日の熱中症対策（リーダー）

- 気温と湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症の恐れが高まる為、作業中および、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすこと（任意）
- 喉が渇く前にこまめな水分補給を徹底すること
- 熱中症対策の塩飴などを配布する際は、複数人に袋を回さず、一人の人が配るように配慮する
- 3密（密集、密接、密閉）を避けつつも、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者への目配り、声掛けをするようにすること

活動後

- イベント後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合、速やかに参加者および現地に報告をすること

（2）受け入れ団体

受け入れ団体は、レンジャーズプロジェクトの受け入れにあたって、以下の事項の遵守をお願いします。

手洗い場所

- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（原則は参加者にマイタオルの持参を求める。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）

更衣室、休憩・待機スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること
- 複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、可能な限りこまめに消毒すること
- 一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること

- 冷房使用時にも換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気を行うことに配慮すること

飲食物

- 当面の間、活動終了後の参加者との昼食会はしないこと
- 活動中や休憩中にも飲食物の提供はしないこと
- 飲み物は各自での準備を徹底し、ペットボトル、コップ、タオル等は共用しない。
- 休憩中の水分補給は、周囲の人となるべく距離を 2m 以上とって対面を避けるよう配慮すること

作業中の留意点

- 参加者等が大人数とならないように、少人数グループでの活動とするなど計画時点から配慮すること
- 森林内での活動中に体調不良となった参加者等が出た場合は、現場から離脱させ、他の参加者等への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう準備すること
- 参加者同士の身体接触や近接を伴うプログラムや、多くの参加者が接触するような道具を共用することが想定されるプログラムは、極力回避すること
- 作業道具類は事前に消毒し、参加者間で使い回しをしないよう配慮すること
- 作業の種類に関わらず、作業をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を 2m 以上確保すること
- 作業中は、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後に並ぶのではなく、横に並ぶ。あるいは斜め後方に位置取るようにすること
- 森林での活動に関する説明等を行う場合は、フェイスシールドやインカム、拡声器等を使用し、参加者等が大声での会話を行わないことや密集しないように配慮すること
- タオルの共用はしないこと

熱中症対策

- 気温と湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症の恐れが高まる為、作業中および、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすこと（任意）
- 喉が渇く前にこまめな水分補給を徹底すること
- 熱中症対策の塩飴などを配布する際は、複数人に袋を回さず、一人の人が配るように配慮すること
- 3密（密集、密接、密閉）を避けつつも、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者への目配り、声掛けをするようにすること

(3) 参加者

共通事項

- ☐ 活動当日の朝に検温すること（集合場所でリーダーに報告してもらいます）
- ☐ 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（活動当日の出欠確認の際に口頭で確認を行う）
 - ① 平熱を超える発熱（概ね 37.5 度以上）がある場合
 - ② 臭覚や味覚に異常がある場合
 - ③ 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ④ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ⑥ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ⑦ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ☐ イベント終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、レンジャーズ事務局に対して速やかに報告すること
- ☐ 可能な限りこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ☐ 感染防止のために現地の受け入れ団体が決めたその他の措置の遵守、現地の指示に従うこと

持ち物

- ☐ 活動内容に関わらず、参加する際は感染拡大防止の為、下記のものを持参すること
 - ① マスク（冷房がついている室内では、マスクを着用する）
 - ② タオル（手洗後はマイタオルを使用し、共用しない）
 - ③ 飲み物、熱中症対策の飴等（各自対策を徹底すること）
 - ④ ウェットティッシュ
 - ⑤ ゴミ袋

作業を行う際の留意点

- ☐ 作業の種類に関わらず、作業をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（できるだけ 2m 以上）を空けること。
- ☐ 休憩中の水分補給は、周囲の人となるべく距離（できるだけ 2m 以上）をとって対面を避けるよう配慮する
- ☐ 作業中は、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後に並ぶのではなく、横に並ぶ。あるいは斜め後方に位置取ること
- ☐ タオルの共用はしないこと
- ☐ ごみは現地で捨てず、各自で持ち帰ること

熱中症対策

- ☐ 気温と湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症の恐れが高まる為、作業中および、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすこと（任意）
- ☐ 休憩中以外にも、喉が渇いていなくてもこまめな水分補給を各自で徹底すること

4. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の、患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

レンジャーズプロジェクト事務局は、参加者等に患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けます。また、参加者等に対しては感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策を改めて周知徹底します。

(2) 濃厚接触者の確定

- ・新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています。

このため、レンジャーズプロジェクト事務局等は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者へ自宅待機を要請するなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- ・地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です。

(3) 濃厚接触者への対応

- ・レンジャーズプロジェクト事務局は、保健所が濃厚接触者と確定した参加者等に対し、14日間の自宅待機等を要請し、健康観察の実施を実施します。
- ・レンジャーズプロジェクト事務局は、濃厚接触者と確定された参加者等に対し、保健所の連絡先を伝達します。
- ・濃厚接触者と確定された参加者等は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、レンジャーズプロジェクト事務局等はその結果の報告を速やかに受けることとします。

(参考)

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

5. 施設設備等の消毒の実施（受け入れ団体）

- ・責任者等は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋

等)の消毒を実施します。また、感染者が活動していた区域で借り上げ施設等がある場合は、責任者等は施設管理者等に消毒を依頼します。

- ・消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が活動した区域(事務所、作業所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等)のうち、手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバスや林業機械のハンドル・レバー等)を中心に、アルコール(エタノール又はイソプロパノール)(70%) (アルコール(エタノール又はイソプロパノール)(70%)が入手できない場合には、エタノール(60%台))又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)で拭き取り等を実施します。

6. 活動の継続、休止

(1) 参加者等の感染が確認された場合に備えた取組の検討

レンジャーズプロジェクト事務局等は、参加者等の感染が確認された場合に活動を継続、又は休止するための指針を、活動形態を踏まえつつ検討します。

- ・レンジャーズの活動フィールドで参加者等の感染が確認された場合、当該フィールドでの隊員の派遣を中止します。
- ・当該フィールドでの活動再開については、受け入れ団体との協議及び保健所等の指導に従って検討します。
- ・当該活動に参加した参加者等について、当面の活動参加の停止を求めます。
- ・参加者等の参加の再開については、概ね1ヶ月としますが、最終的な決定は保健所等の指導に従います。
- ・当該外のフィールドでの活動は、通常通り継続します。

(2) 参加者等の感染が確認された場合の活動の継続、休止(事務局)

- ・レンジャーズプロジェクト事務局等は、参加者等の感染が確認された場合において、濃厚接触者の活動停止の要請を講じることにより、通常の活動の継続が困難となる場合には、活動を継続するために必要な人員、活動継続に必要な物的資源(マスク、消毒液、道具類等)、休止することが可能な活動フィールドの抽出等を把握します。
- ・レンジャーズプロジェクト事務局等は、活動継続、活動を休止後に再開するための、活動体系・情報共有体制を整備します。

(参考) 出席者等の参加状況による段階別の森林内での活動継続体制

レンジャーズプロジェクト事務局等は、参加者等の出席状況に応じて、段階別に活動継続体制を決定します。

【第一段階】

(活動の内容) 原則通常どおりの活動

(人員体制) 活動内容の分散、縮小等で活動対応

【第二段階】

(業務の内容) 活動を縮小、休止

下刈り等、時期を逸したら今後の活動に支障がある場合以外は休止、延期も含め判断

(人員体制) 活動内容の分散、縮小等での対応に加え、可能であれば活動の休止

7. 関係者との情報共有

- ・レンジャーズプロジェクト事務局等は、参加者等の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、関係部局に状況を報告します。

(参考)

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020 年 4 月 27 日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 4 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 5 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015 年 6 月 25 日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）